

- (療養の給付費等の請求日)
- 第二条** 第一条第一項の請求は、各月分について翌月十日までに行わなければならない。
- 2 第一条第一項の請求は、審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該審査支払機関に到達したものとみなす。
- (療養の給付費等の請求の開始等の届出)
- 第三条** 保険医療機関又は保険薬局は、第一条第一項の請求を始めようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を当該請求に係る審査支払機関に届け出なければならない。
- 一 保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地
 - 二 審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに第一条の記録を行うために使用するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。)の名称、当該プログラムの作成者の氏名又は名称及び同条第一項の請求を始めようとする年月
 - 三 その他こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項
- 2 保険医療機関又は保険薬局は、審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに第一条の記録を行うために使用するプログラムを変更しようとするとき(療養の給付費等の額の算定方法が改められたことに伴う変更を行おうとするときを除く。)は、あらかじめ、次に掲げる事項を当該請求に係る審査支払機関に届け出なければならない。
- 1 保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地
- 2 変更後のプログラムの名称及び当該プログラムの作成者の氏名又は名称
- 3 変更後のプログラムを使用して第一条第一項の請求を始めようとする年月
- 4 その他こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項
- (請求の代行)
- 第四条** 前四条の規定は、医師、歯科医師又は薬剤師を主たる構成員とする団体(その団体を主たる構成員とする団体を含む。)で、医療保険の運営及び審査支払機関の業務運営に密接な関連を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものが第一条第一項の請求の事務を代行する場合について準用する。この場合において、第一条第一項中「費用を請求」とあるのは、「医師、歯科医師又は薬剤師を主たる構成員とする団体(その団体を主たる構成員とする団体を含む。)で、医療保険の運営及び審査支払機関の業務運営に密接な関連を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものによる」の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局とあるのは、「事務代行者」と、「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機による請求を行つたもの」の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局とあるのは、「事務代行者」と、「事務代行者を介して費用を請求」と、「電子情報処理組織の使用」と、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用(以下「療養の給付費等」という。)の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局」とあるのは、「事務代行者を介して同項」と、「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機による請求を行つたもの」の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局とあるのは、「事務代行者を介した第一条第一項」と、「事務代行者を介した第一条第一項」と、「始めようとするときは」とあるのは、「事務代行者を介した第一条第一項」と、「始めようとするときは」とあるのは、「事務代行者を介した同項第一項の請求を始めようとするときは」とあるのは、「事務代行者を介した同項第一項」と、「始めようとするときは」とあるのは、「事務代行者を介した同項第一項の請求を始めようとする年月」と、「事務代行者を介した同項第一号中「保険医療機関又は保険薬局」とあるのは、「保険医療機関又は保険薬局及び事務代行者」と、「同項第一号中「審査支払機関」とあるのは、「事務代行者を介した第一条第一項の請求を始めようとする場合にあつては、審査支払機関」と、「同項第一号中「保険医療機関又は保険薬局」を変更」とあるのは、「事務代行者が変更」と、「同項第一号中「保険医療機関又は保険薬局」

とあるのは、「保険医療機関又は保険薬局及び事務代行者」と、同項第三号中「第一条第一項」とあるのは、「事務代行者を介した第一条第一項」と読み替えるものとする。

附 則 **抄**

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十一年十一月一日から施行する。

(経過措置)

第三条の二 昭和五十一年十月一日前に行われた療養の給付又は公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

(療養の給付費等の請求による経過措置)

第三条の三 令和六年三月三十一日以前の直近に保険医療機関又は保険薬局が行つた請求が、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部を改正する命令(令和五年内閣府・厚生労働省令第八号。附則第三条の四第一項及び第三条の五第一項において「令和五年改正命令」という。)第二条による改正前の第一条第一項に規定する光ディスク等を用いた請求である場合には、当該保険医療機関又は保険薬局は、令和六年九月三十日までの間、第一条第一項の規定にかかるわらず、光ディスク等を用いた請求(こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める規格に適合する光ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。)を提出することにより行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。)を行うことができる。

2 令和六年九月三十日以前の直近に保険医療機関又は保険薬局が行つた請求が、前項の規定による光ディスク等を用いた請求である場合には、当該保険医療機関又は保険薬局(令和六年十一月一日以降に第一条第一項の請求を行つたものを除く。)は、令和六年十月一日以降に光ディスク等を用いた請求を行おうとするときは、あらかじめ、同項の請求を行える体制の整備に関する計画(その計画の期間が一年を超えないものに限る。)を添えて、その旨を審査支払機関に届け出なければならない。

3 前項の届出をした保険医療機関又は保険薬局は、第一条第一項の規定にかかるわらず、前項の期間内に限り、光ディスク等を用いた請求を行なうことができる。

第三条の三 光ディスク等を用いた請求を行なう場合において、療養の給付費等のうち、こども家庭の定める方式に従つて電子計算機」と、同条第二項中「前項」とあるのは、「事務代行者を介した前項」と、「係る請求」とあるのは、「係る請求を事務代行者を介して」と、「同項」とあるのは、「係る請求」とあるのは、「事務代行者を介して同項」と、「第一条の二第一項及び第三項から第六項まで中「行つた請求」を「行つた事務代行者を介した請求」と、第二条第一項及び第二項中「第一条第一項」とあるのは、「事務代行者を介した第一条第一項」と、第三条第一項各号別記以外の部分中「第一条第一項」とあるのは、「事務代行者を介した第一条第一項」と、「始めようとするときは」とあるのは、「始めようとするとき」とあるのは、「事務代行者を介した同項第一項の請求をやめようとするときは」と、同項第一号中「保険医療機関又は保険薬局」とあるのは、「保険医療機関又は保険薬局及び事務代行者」と、「同項第一号中「審査支払機関」とあるのは、「事務代行者を介した第一条第一項の請求を始めようとする場合にあつては、審査支払機関」と、「同項第一号中「保険医療機関又は保険薬局」を変更」とあるのは、「事務代行者が変更」と、「同項第一号中「保険医療機関又は保険薬局」

2 第一条の二、第二条第一項及び第三条第二項の規定は、光ディスク等を用いた請求について準用する。この場合において、第一条の二第一項中「同項のファイルに記録された情報」とあるのは、「光ディスク等に記録された情報」と、第三条第二項中「審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに第一条」とあるのは、「光ディスク等に附則第三条の二第一項及び第三条の三第一項」と読み替えるものとする。

第三条の四 令和六年三月三十一日以前の直近に保険医療機関又は保険薬局が行つた請求が、令和五年改正命令第二条による改正前の第五条第一項に規定する書面による請求である場合において、当該保険医療機関又は保険薬局は、レセプトコンピュータ(療養の給付費等の請求を行なう者の使用に係る電子計算機であつて、診療報酬請求書及び診療報酬明細書並びに調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書(附則第四条の二第二項において「レセプト」という。)を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもつて作成することができるもの)をいう。以下同じ。)を使用していない旨を、あらかじめ審査支払機関に届け出たときは、同項の請求をやめようとする場合は、「始めようとするときは」とあるのは、「始めようとするときは」と、同項第一号中「保険医療機関又は保険薬局」あつては診療報酬請求書に診療報酬明細書を、保険薬局あつては調剤報酬請求書に調剤報酬明細書を、

細書を添えて、これを当該診療報酬請求書又は調剤報酬請求書の審査支払機関に提出することにより請求することをいう。以下同じ。)を行うことができる。
 2 前項の規定により書面による請求を行っている保険医療機関又は保険薬局は、第一条第一項の請求を行える体制を整備するよう努めるものとする。

第三条の五 令和六年三月三十一日以前の直近に保険医療機関である診療所又は保険薬局が行つた請求が、令和五年改正命令第二条による改正前の第六条第一項の規定による書面による請求である場合において、当該保険医療機関又は保険薬局は、次の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局において診療又は調剤に従事する全ての常勤の保険医又は保険薬剤師の生年月日が、それぞれ同表の下欄に掲げる日以前である旨を、あらかじめ審査支払機関に届け出たときは、第一条第一項の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

レセプトコンピュータを使用している薬局

昭和十九年四月一日	昭和二十一年七月一日	昭和二十一年四月一日	昭和二十一年七月一日
レセプトコンピュータを使用している診療所(歯科に係る療養の給付費等の請求)	レセプトコンピュータを使用している診療所(歯科に係る療養の給付費等の請求)	レセプトコンピュータを使用していない診療所又は薬局	レセプトコンピュータを使用していない診療所又は薬局

2 前項の届出をした保険医療機関又は保険薬局は、同項の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局において新たに診療又は調剤に従事する常勤の保険医又は保険薬剤師の生年月日が、それぞれ同表の下欄に掲げる日より後であるときは、当該保険医又は保険薬剤師に係る情報を、遅滞なく審査支払機関に届け出なければならない。

第四条 第五条第一項及び第六条第一項の規定の適用を受ける保険医療機関又は保険薬局が行う療養の給付費等の請求のほか、保険医療機関又は保険薬局が行う療養の給付費等の請求であつて、次回の上欄に掲げるものは、同表の下欄に掲げる日までの間は、第一条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

一 病床数が四百床未満の病院のうち、レセプトコンピュータを使用しているものであつて、レセプト文字データ変換ソフト(レセプトに記載すべきこととされており情報)をレセプトコンピュータから抽出して厚生労働大臣が定める方式に変換し、光ディスク等への記録を可能にするソフトウェアをいう。以下同じ。)を使用することによつて光ディスク等を用いた請求を行うことができるものが行う療養の給付費等の請求(歯科に係るもの)を除く。

二 薬局のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求

三 病院のうち、レセプトコンピュータを使用しているものであつて、光ディスク等を用いた請求を行つておらず、かつ、レセプト文字データ変換ソフトを使用することによつて二年六月三十日までに掲げるものは、同表の下欄に掲げる日までの間は、第一条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

四 診療所のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求(歯科に係るもの)を除く。

五 病院又は診療所のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求(歯科に係るもの)に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、同項の表の二の項から五の項までの上欄に掲げる病院若しくは診療所又は薬局(電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を有しない病院若しくは診療所又は薬局に限り、かつ、薬局にあつては、平成二十年四月一日から

平成二十一年三月三十一日までの間ににおける療養の給付費等の請求の件数が千二百件以下である旨を平成二十一年十二月十日までに審査支払機関に届け出た薬局に限る。以下この項において同じ。)が行う療養の給付費等の請求であつて、それぞれ同表の下欄に掲げる日の三月前日の日(薬局にあつては平成二十一年十二月十日)までに、次の表の上欄に掲げるものに該当する旨を審査支払機関に届け出たものは、それぞれ同表の下欄に掲げる日までの間は、書面による請求を行うことができる。

一 自ら購入したレセプトコンピュータ(平成二十一年十一月二十五日以前に購入したものであつて、購入した日から五年を経過した日(当該日を購入した日から五年を経過した日が属する月の末日又は平成二十七年二十六日以後に延長されたものを含む。)を締結している場合にあつてはの末日又は平成二十六年四月一日、病院又は診療所にあつては平成二十二年七月一日(歯科に係るものは平成二十三年四月一日)以降であるものに限る。)を使用する場合を除く。)

二 レセプトコンピュータをリース契約(平成二十一年十一月二十五日以前に締結されたもの(平成二十一年十一月二十六日以後に延長された日が属する月の末日又はの末日又は平成二十七年三月三十一日)のリース契約の終了の日が、当該リース契約の終了の日が属する月の末日又は平成二十七年三月三十一日)の

三 レセプトコンピュータをリース契約(平成二十一年四月一日、病院又は診療所にあつては平成二十二年七月一日(歯科に係るものは平成二十三年四月一日)以降となる病院若しくは診療所又は薬局が行う療養の給付費等の請求のものを含む。)により使用し、当該リース契約の終了の日が、当該リース契約の終了の日が属する月の末日又は平成二十七年三月三十一日(薬局の場合は平成二十三年三月三十一日)の

四 第一項の規定にかかるべきこととされており情報)をレセプトコンピュータから抽出して厚生労働大臣が定める方式に変換し、光ディスク等への記録を可能にするソフトウェアをいう。以下同じ。)を使用することによつて光ディスク等を用いた請求を行うことができる。

五 第一項の規定にかかるべきこととされており情報)を確認するため必要な限度で、関係する審査支払機関に情報の提供を求めることができる。

一 間に掲げる保険薬局にあつては、第二項の適用を受けるものを除く。)のうち、平成二十一年五月十日において電子情報処理組織の使用による請求を行うことができないものは、平成二十二年三月三十一日までの間で当該請求が行える体制の準備に必要な期間を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間は、書面による請求を行うことができる。

二 間に掲げる保険薬局にあつては、第二項の適用を受けるものを除く。)のうち、平成二十一年五月十日において電子情報処理組織の使用による請求を行うことができないものは、平成二十二年三月三十一日までの間で当該請求が行える体制の準備に必要な期間を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間は、書面による請求を行うことができる。

三 に係る設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している保険医療機関又は保険薬局であつて、当該設置又は導入に係る作業が完了しておらず、療養の給付費等の請求の日までに光ディスク等を用いた請求ができないものに係る作業が完了するまでの間に行う療養の給付費等の請求

四 改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行つておらず、療養の給付費等の請求(歯科に係るもの)を除く。

五 その他第一条第一項の請求を行うことが特に困難な事情がある保険医療機関又は保険薬局に係るものは、当該請求

6	保険機関又は保険薬局は、前項の届出を行う際、当該届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。
7	保険医療機関又は保険薬局は、第五項第一号、第二号又は第五号に該当する旨の届出を行うに当たり、当該届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出に係る療養の給付費等の請求の日に当該届出を行うことができる。この場合にあっては、前項の資料は当該療養の給付費等の請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。
第四条の二	書面による請求を行う場合において、療養の給付費等のうち、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにできる資料を添付しなければならない。
2	書面による請求を行う場合には、レセプトの提出は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。
3	書面による請求を行う場合には、診療報酬請求書及び調剤報酬請求書は、各月分について翌月十日までに提出しなければならない。 (第五条第一項に係る届出)
第五条	第五条第一項の規定の適用を受けようとする保険医療機関又は保険薬局であつて、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第百五十一号)の施行の際現に書面による請求を行つているものうち次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる日までに、同項の規定に該当する旨を審査支払機関に届け出るものとする。 (レセプトコンピュータを使用していない薬局)
附 則 (昭和五十二年一月二十六日厚生省令第五一号)	月三十一日 平成二十二年三月三十一日 平成二十二年十二月三十日

2 1	この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。
2 1	この省令は、昭和五十九年十月一日に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
附 則 (昭和五九年九月二二日厚生省令第五〇号)	附 則 (昭和六〇年一月二二日厚生省令第四号) 抄
2 1	この省令は、昭和五十九年十一月一日から施行する。
2 1	この省令は、昭和五十九年十月一日に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
附 則 (昭和六〇年一月二二日厚生省令第四号)	附 則 (昭和六〇年一月二二日厚生省令第五〇号)
2 1	この省令は、昭和六十一年三月一日から施行する。
2 1	この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。
2 1	この省令は、昭和六十一年五月一日から施行する。
2 1	この省令は、昭和六十一年五月一日から施行する。
附 則 (昭和六一年三月二七日厚生省令第一三号)	附 則 (昭和六一年三月二七日厚生省令第一三号)
2 1	この省令は、昭和六十二年二月一日から施行する。
2 1	この省令は、昭和六十二年一月一日に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
附 則 (昭和六二年一月二二日厚生省令第一八号)	附 則 (昭和六二年一月二二日厚生省令第一八号)
2 1	この省令は、昭和六十三年五月一日から施行する。ただし、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
2 1	この省令は、昭和六十三年五月一日から施行する。ただし、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
附 則 (昭和六三年三月二六日厚生省令第一八号)	附 則 (昭和六三年三月二六日厚生省令第一八号)
2 1	この省令は、昭和六十三年五月一日から施行する。ただし、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
2 1	この省令は、昭和六十三年五月一日から施行する。ただし、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
附 則 (昭和六三年三月二六日厚生省令第一九号)	附 則 (昭和六三年三月二六日厚生省令第一九号)
2 1	この省令は、精神衛生法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和六十三年七月一日)から施行する。
2 1	この省令は、昭和六十三年七月一日から施行する。
附 則 (昭和六三年六月七日厚生省令第四二号)	附 則 (昭和六三年六月七日厚生省令第四二号)
2 1	この省令は、昭和六十三年七月一日から施行する。
2 1	この省令は、昭和六十三年七月一日から施行する。
附 則 (平成元年一月一六日厚生省令第五五号)	附 則 (平成元年一月一六日厚生省令第五五号)
2 1	この省令は、平成元年四月一日から施行する。
附 則 (平成元年三月二十四日厚生省令第一〇号)	附 則 (平成元年三月二十四日厚生省令第一〇号)
2 1	この省令は、公布の日から施行する。
2 1	この省令の施行の際この省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものみなす。

3	この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
4	この省令による改正後の省令の規定にかかるは、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。
5	第六十三条から第六十五条までの規定による改正後の省令の規定にかかるは、診療録、歯科診療録及び処方せん並びに療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に係る用紙の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。
附 則	(平成二年三月二十六日厚生省令第一〇号)
2 1	この省令は、平成二年五月一日から施行する。
2 1	平成二年四月一日以前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
附 則	(平成二年八月一日厚生省令第四七号) 抄
1	この省令は、麻薬取締法等の一部を改正する法律(附則第一条ただし書に規定する部分を除く。)の施行の日(平成二年八月二十五日)から施行する。
附 則	(平成三年九月二十七日厚生省令第五一号) 抄
1	この省令は、平成三年十一月一日から施行する。
2 1	平成三年十月一日以前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
附 則	(平成四年三月二二月二六日厚生省令第六〇号)
1	この省令は、平成四年五月一日から施行する。
2 1	平成四年一月一日以前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
附 則	(平成五年四月二二日厚生省令第二〇号)
1	この省令は、平成五年五月一日から施行する。
2 1	平成五年四月一日以前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
附 則	(平成六年三月二二九日厚生省令第一六号)
1	この省令は、平成六年五月一日から施行する。
2 1	平成六年四月一日以前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
附 則	(平成六年一〇月一四日厚生省令第六七号) 抄
1	(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。
第一 条	この省令は、平成七年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
附 則	(平成七年六月三〇日厚生省令第四七号) 抄
1	この省令は、平成七年七月一日から施行する。
附 則	(平成八年四月二二日厚生省令第二三号)
1	(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。
第一 条	この省令は、平成八年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
附 則	(平成八年六月三〇日厚生省令第四七号) 抄
1	この省令は、平成八年七月一日から施行する。
附 則	(平成八年四月二二日厚生省令第七〇号)
1	(施行期日) この省令は、平成九年四月一日から施行する。
第一 条	この省令は、平成九年四月一日から施行する。
附 則	(平成九年八月二五日厚生省令第六三号)
1	(施行期日) この省令は、平成九年九月一日から施行する。
第一 条	この省令は、平成九年九月一日から施行する。
附 則	(平成一〇年三月二七日厚生省令第三二号)
1	この省令は、平成十年四月一日から施行する。
附 則	(平成一〇年九月二九日厚生省令第七八号) 抄
第一条	この省令は、公布の日から施行する。
第二条	平成六年十月一日以前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療、指定老人訪問看護並びに施設療養に関する費用の請求については、なお従前の例による。

1	この省令は、平成七年一月一日から施行する。
2 1	この省令の施行前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
2	平成九年四月一日以前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
3	この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙を添えて行う療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、当分の間、なお従前の例によることができる。
附 則	(平成九年八月二五日厚生省令第六三号)
1	(施行期日) この省令は、平成九年九月一日から施行する。
第一 条	この省令は、平成九年九月一日から施行する。
附 則	(平成一〇年三月二七日厚生省令第三二号)
1	この省令は、平成十年四月一日から施行する。
附 則	(平成一〇年九月二九日厚生省令第七八号) 抄
第一条	この省令は、公布の日から施行する。
第二条	平成六年十月一日以前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療、指定老人訪問看護並びに施設療養に関する費用の請求については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成一八年三月三一日厚生労働省令第七八号) 抄

(施行期日) この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年四月一〇日厚生労働省令第一一一号)

(施行期日) この省令は、平成一八年九月八日厚生労働省令第一一五七号) 抄

第一条 この省令中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条中療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令

第三条第四項の改正規定は平成十八年四月分の療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求から、第三条第一項の改正規定(「診療報酬明細書又は調剤報酬明細書」を「診療報

酬請求書及び診療報酬明細書又は調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書」に改める部分に限る。)

は別に定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年九月八日厚生労働省令第一一五七号) 抄

(施行期日) この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成一八年九月八日厚生労働省令第一一六九号)

(施行期日) この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成一八年九月二九日厚生労働省令第一一六九号)

(施行期日) この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月二三日厚生労働省令第一一六号)

(施行期日) この省令は、平成十九年三月二三日から施行する。

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(施行期日) この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

第一条 この省令による改正前の様式(次号において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第二条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成一九年三月五日厚生労働省令第二七号)

(施行期日) この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月八日厚生労働省令第一一〇号) 抄

(施行期日) この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成二十一年十一月二十六日から施行する。

附 則 (平成二四年一月三日厚生労働省令第二二号)

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行の日(平成二十四年一月十三日)から施行する。

附 則 (平成二四年三月二八日厚生労働省令第四〇号) 抄

(施行期日) この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一月一八日厚生労働省令第四号) 抄

(施行期日) この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成二六年一月一二日厚生労働省令第一一一号) 抄

(施行期日) この省令は、平成二六年十月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成二七年一月一二日厚生労働省令第一一二二号) 抄

(施行期日) この省令は、平成二七年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成二七年九月一日厚生労働省令第一一〇四号) 抄

(施行期日) この省令は、平成二七年十月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成二七年十月一日厚生労働省令第三〇号) 抄

(施行期日) この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成三十年十月一日厚生労働省令第一一六一号) 抄

(施行期日) この省令は、令和二年十月一日から施行する。

第一条 この省令は、令和三年九月二九日厚生労働省令第一一六三号) 抄

(施行期日) この省令は、令和三年十月一日から施行する。

第一条 この省令は、令和五年三月三一日厚生労働省令第四八号) 抄

(施行期日) この省令は、令和五年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、令和五年三月三一日内閣府・厚生労働省令第八号) 抄

(施行期日) この省令は、令和五年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、令和五年三月三一日内閣府・厚生労働省令第八号) 抄

(施行期日) この省令は、令和六年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、令和六年三月二九日内閣府・厚生労働省令第一一一号) 抄

(施行期日) この省令は、令和六年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日内閣府・厚生労働省令第一一一号)

(施行期日) この省令は、令和六年四月一日から施行する。